

みやぎ食材伝道士認定要領

(目的)

第1 この要領は、みやぎ食材伝道士事業実施要領に基づく仙台地域の食材に係る農林水産物の生産現場における農作業等の実習で一定の作業実習を実施した料理人等を、みやぎ食材伝道士（以下「伝道士」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(伝道士の役割)

第2 伝道士の役割は、食材の旬を理解し、実習を通して学んだ生産時の苦労や生産者の想いを料理提供等の際に、広く消費者へ伝えることとする。

(認定要件)

第3 宮城県仙台地方振興事務所長（以下「所長」という）が伝道士を認定する要件は、別表のとおりとする。

(認定手続)

第4 伝道士の認定を希望する料理人等は、一定の作業実習を終了した段階で、所長へ申し出るものとする。

2 所長は、申し出のあった料理人等が第3に定める認定要件を満たすと認められる場合には、認定証を交付するものとする。

(認定区分)

第5 伝道士の認定区分は、次の三種類とする。

- (1) 一つ星 (★)
- (2) 二つ星 (★★)
- (3) 三つ星 (★★★)

(認定の取消し)

第6 所長は、伝道士が次の各号のいずれかに該当する時は、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 伝道士から辞退の申し出があったとき。
- (2) 伝道士としてふさわしくない行為が認められたとき。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

別表

みやぎ食材伝道士認定基準

認定クラス	認定の要件
★（一つ星）	品目ごとに所定の作業を1品目実習した場合
★★（二つ星）	品目ごとに所定の作業を3品目実習した場合
★★★（三つ星）	品目ごとに所定の作業を5品目以上実習した場合。ただし、5品目の内訳として海（海産物）・山（きのこ）・大地（青果物）いずれの品目も含まれること。

注) 1品目につき3項目以上の実習の受講により、その品目における作業実習を終了したものとする。

【参考】

1年目	①トマト（定植・誘引・収穫）	★に認定
2年目	②日本なし（授粉・摘果・収穫） ③仙台曲がりねぎ（定植・やとい作業・収穫）	★★に認定
3年目	④しいたけ（植菌・本伏せ・天地返し・収穫） ⑤生カキ（挟み込み・本垂下・カキ剥き）	★★★に認定